

令和 年 月 日

年 組 氏名 さん

三水小学校学校長 桑原 文彦
(公印 省略)

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

三水小学校長 様

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等の症状が出た日）	年 月 日
解熱（平熱に下がった）した日	年 月 日
登校開始日 ①②の両方とも満たしていること ① 発熱等の症状が見られた翌日から5日経過 ② 解熱した翌日から2日経過	年 月 日
医療機関受診日	年 月 日
受診した医療機関名	
その他 (医師の指示等ありましたらご記入ください)	

年 月 日 保護者氏名 印

【発症日】 0日目	一日目	二日目	三日目	四日目	五日目	六日目	七日目